

入札参加資格登録業者 各位
(「建設工事」「工事関係委託」ご登録の方)

会津若松市長 室井 照平
(公印省略)

本市発注工事等に係る前払金率の特例措置の廃止について (通知)

このことについて、本市発注工事及び工事関係委託 (測量、設計等) 業務については、東日本大震災の被災地域における国の取組に準じ、前払金の割合を引き上げる特例措置を講じてまいりました。

今般、国直轄工事における前払金率の特例措置が廃止され、地方自治法施行令の一部改正 (令和 6 年 4 月 1 日施行) により、東日本大震災被災市町村における前金払に係る特例を定めた規定が削除されることから、本市における取扱いを下記のとおりといたしますので、お知らせします。

記

1 前金払率の変更内容

前金払の割合に係る特例を廃止し、原則どおりの割合 (工事 4 割、工事関係委託業務 3 割) とする。

【前払金の割合】

原則	⇒	平成 23 年～ 令和 3 年度 (特例)	⇒	令和 4 年度～ 令和 5 年度 (特例)	⇒	令和 6 年度～ (特例廃止) ※原則通り
工事：4 割		工事：5 割		工事：4.5 割		工事：4 割
工事関係委託： 3 割		工事関係委託： 4 割		工事関係委託： 3.5 割		工事関係委託：3 割

2 適用日 令和 6 年 4 月 1 日以降に契約締結を行う工事から適用します。

<備考>

なお、工事における前払金の使途拡大については、国に準じ、本市においても継続します。

○使途拡大の対象となる前払金

令和 7 年 3 月 31 日までに新たに契約を締結する案件 (債務負担行為に係るものを含む。) に係る前払金で、令和 7 年 3 月 31 日までに払出しが行われるもの。

○使途拡大の内容

前払金の使途について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大します (ただし、充当可能額は、前払金額の 100 分の 25 まで)。

【事務担当】 総務部契約検査課入札契約グループ (電話：0242-39-1217)